

○東海村子ども・子育て会議条例

平成26年3月28日

条例第6号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき，地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定による附属機関として，東海村子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は，村長の諮問に応じ，法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は，委員15人以内をもって組織し，次に掲げる者のうちから村長が委嘱し，又は任命する。

- (1) 子どもの保護者（法第6条第1項に規定する子どもの保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）をいう。）
- (2) 子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する事業に従事する者
- (3) 地域において子どもの育成及び子育ての支援活動に携わる者
- (4) 教育関係者
- (5) 学識経験者
- (6) その他村長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は，2年とし，再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず，委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、社会福祉課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行後最初に委嘱される子ども・子育て会議の委員の選任のための手続その他のこの条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、第6条第1項の規

定にかかわらず，村長が招集するものとする。

（東海村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 4 東海村特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年東海村条例第42号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略